

第8-5表 (参考表) 若年者に対する最低賃金の特例
Reference table 8-5: Sub-minimum wages for youth

最低賃金, 社会保険料等に関する施策	
アメリカ	若年労働者に対する最低賃金の特例(連邦レベル) 20歳未満の労働者に対しては、勤務開始から90日間は4.25ドル/時の最低賃金が適用される。90日経過後、又は労働者が20歳になった時点で、通常の労働者の最低賃金である5.15ドル/時が適用される。
イギリス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 22歳以上(通常の労働者): 5.05ポンド。ただし、22歳以上で新規に雇用された者で政府が認定する資格に向けた訓練コースに参加している者については、最初の6か月について4.25ポンド。 (2) 18～21歳: 4.25ポンド (3) 16～17歳: 3.00ポンド
フランス	若年者に対する最低賃金の特例 (1) 年少者 入職後6か月に達するまで、17歳未満のものは20%、17歳の者は10%、最低賃金額(SMIC)を減額可。 (2) 養成訓練契約による訓練生 年齢と訓練期間に応じて、最低賃金額を22～75%減額可。 雇用主の社会保険料の減免等 雇用支援契約(CAE)などの特別な雇用契約を結んだ事業主に対して、社会保険負担の軽減、補助金の支給が行われる。

資料出所 厚生労働省(2006.3)「2004～2005年海外情勢報告」